定された「佐賀県渋滞対策プログラム2005」では嘉瀬新町交差点及び久富交差点は渋滞ポイントとされている。このような状況を解消するため、佐賀県は一般国道444号改築工事（有明海沿岸道路・佐賀福富道路）（以下「佐賀福富道路」という。）を計画し、平成23年３月に嘉瀬南インターチェンジ（以下「嘉瀬南ＩＣ」という。）から久保田インターチェンジまでの区間について供用し、続く芦刈インターチェンジ（仮称）（以下「芦刈ＩＣ」という。）までの区間については平成24年度末供用に向け事業を進めているところである。芦刈ＩＣ供用後において、佐賀市方面から佐賀県西部に向かう交通は、佐賀福富道路を通行し芦刈ＩＣを利用した後本路線を経由し一般国道34号へ向かうことがアクセス機能上望ましいが、現道は車道幅員が3.9mと狭小な区間が存在し、一級河川六角川水系牛津川（以下「牛津川」という。）を横断する橋梁がないため、既存道路交通網の利用においては県道牛津芦刈線を通行せざるを得ず大きく迂回することとなる。

本件事業の完成により、佐賀福富道路の供用等に起因する交通による本路線付近の幹線道路網への交通負荷を軽減し、佐賀県の西部地域と中央地域との移動時間短縮が図られることが認められ、その結果、現在嘉瀬南ＩＣ近辺において平成24年度の完成に向け建設工事中の三次救急医療機関である佐賀県立病院好生館への所要時間も短縮されることから救命率の向上が図られることが認められる。また本体事業として自転車歩行者道が整備されることにより安全かつ円滑な自動車交通を確保した上で歩行者等の安全な通行に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調査したところ、大気質、振動及び騒音については環境基準等を満足すると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記のとおり、本件事業は環境影響評価法等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で希少な動物及び植物について調査したところ、本件事業地付近にはカワバタモロコ等の希少な動植物が生息している可能性はあるが、本件事業の周辺地域には同様の生息・生育環境が広範囲に広がっていること、本件事業の施行による改変面積が僅かであること等から影響は軽微であるとしている。

また、本件事業地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、発見された場合は、必要に応じ関係機関と協議し適切に対応することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、佐賀福富道路等から発生する交通を、現道の幅員狭小箇所を回避し牛津川に新たに架橋するバイパス方式にて整備することにより、安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的とした道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく４車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するに当たっては、本件区間において、申請案である北側バイパス案のほか、中間ルート案及び現道拡幅案の３案による検討が行われている。それぞれ申請案と他の２案を比較すると、申請案は、宅地の潰れ地面積及びほ場の分断区画数が最小となり、事業費も最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

本件事業は、３⑴で述べたとおり、幅員狭小かつ牛津川で分断されている現道をバイパス方式にて改築し、平成24年度末に供用予定の芦刈ＩＣからの交通にも対応し併せて自転車歩行者道を設置することにより安全かつ円滑な交通及び歩行者等の安全を確保する必要があることから、早期に実現する必要があると認められる。また、地元である小城市から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　佐賀県小城市役所牛津庁舎

国会事項

衆　議　院

指名通知

七月十四日　日本放送協会会長に小林英夫氏を指名した旨内閣に通知した。

議案提出

七月十四日　委員長から提出した議案は次のとおりである。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

議案送付

七月十四日　参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

七月十四日　議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

埋蔵電力に対する政府見解に関する質問主意書（山内康一提出）

ＪＲ八戸線及び三陸鉄道の復旧に関する質問主意書（木村太郎提出）

ロシアによる我が国への北方領土における原油ガス共同開発の提案に関する再質問主意書（浅野貴博提出）

議事日程

七月十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十三号

平成二十三年七月十五日（金曜日）

午後一時開議

第一　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　借対照表及び損益計算書　日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

一　国務大臣の演説

辞令

（総務調査室次席調査員兼郵政改革に関する特別調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　鳥居　秀行

願により本職を免ずる（七月十四日）